

茨木市建設工事等最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨木市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務委託の競争入札における最低制限価格の設定について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 対象は、設計金額が1,300,000円を超える建設工事及び設計金額が500,000円を超える測量・建設コンサルタント等業務委託とする。

(建設工事に係る最低制限価格の設定方法)

第3 最低制限価格は、次に掲げる額を積算し、千円未満の端数を切り捨てた額（以下この項において「積算額」という。）に当該額に係る消費税及び地方消費税（以下この項において「消費税等」という。）を加えた額とする。ただし、当該積算額が、設計金額から消費税等を除いた額に10分の9を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額（以下この項において「上限額」という。）を超える場合にあっては上限額を、設計金額から消費税等を除いた額に10分の7を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額（以下この項において「下限額」という。）に満たない場合にあっては、下限額をそれぞれ積算額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、契約の種類及び内容等により必要と認める場合は、10分の7から10分の9の範囲内で予算執行者の定める割合を設計金額に乗じて得た額とする。

(測量・建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格の設定方法)

第4 最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の規定は、平成23年4月1日以後に実施する入札について適用し、同日前の入札については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成24年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の茨木市最低制限価格設定要領の規定は、平成24年10月1日以後に行われる制限付一般競争入札の告示、事後審査型制限付一般競争入札の告示及び指名競争入札の指名（以下この項において「告示等」という。）に係る最低制限価格の設定について適用し、同日前に行われた告示等に係る最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成25年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の茨木市最低制限価格設定要領の規定は、平成25年10月1日以後に行われる制限付一般競争入札の告示、事後審査型制限付一般競争入札の告示及び指名競争入札の指名（以下この項において「告示等」という。）に係る最低制限価格の設定について適用し、同日前に行われた告示等に係る最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の茨木市建設工事等最低制限価格設定要領の規定は、平成27年4月1日以後に行われる制限付一般競争入札の告示、事後審査型制限付一般競争入札の告示及び指名競争入札の指名（以下この項において「告示等」という。）に係る最低制限価格の設定について適用し、同日前に行われた告示等に係る最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の茨木市最低制限価格設定要領の規定は、平成28年10月1日以後に行われる制限付一般競争入札の告示、事後審査型制限付一般競争入札の告示及び指名競争入札の指名（以下この項において「告示等」という。）に係る最低制限価格の設定について適用し、同日前に行われた告示等に係る最低制限価格の設定については、なお従前の例による。